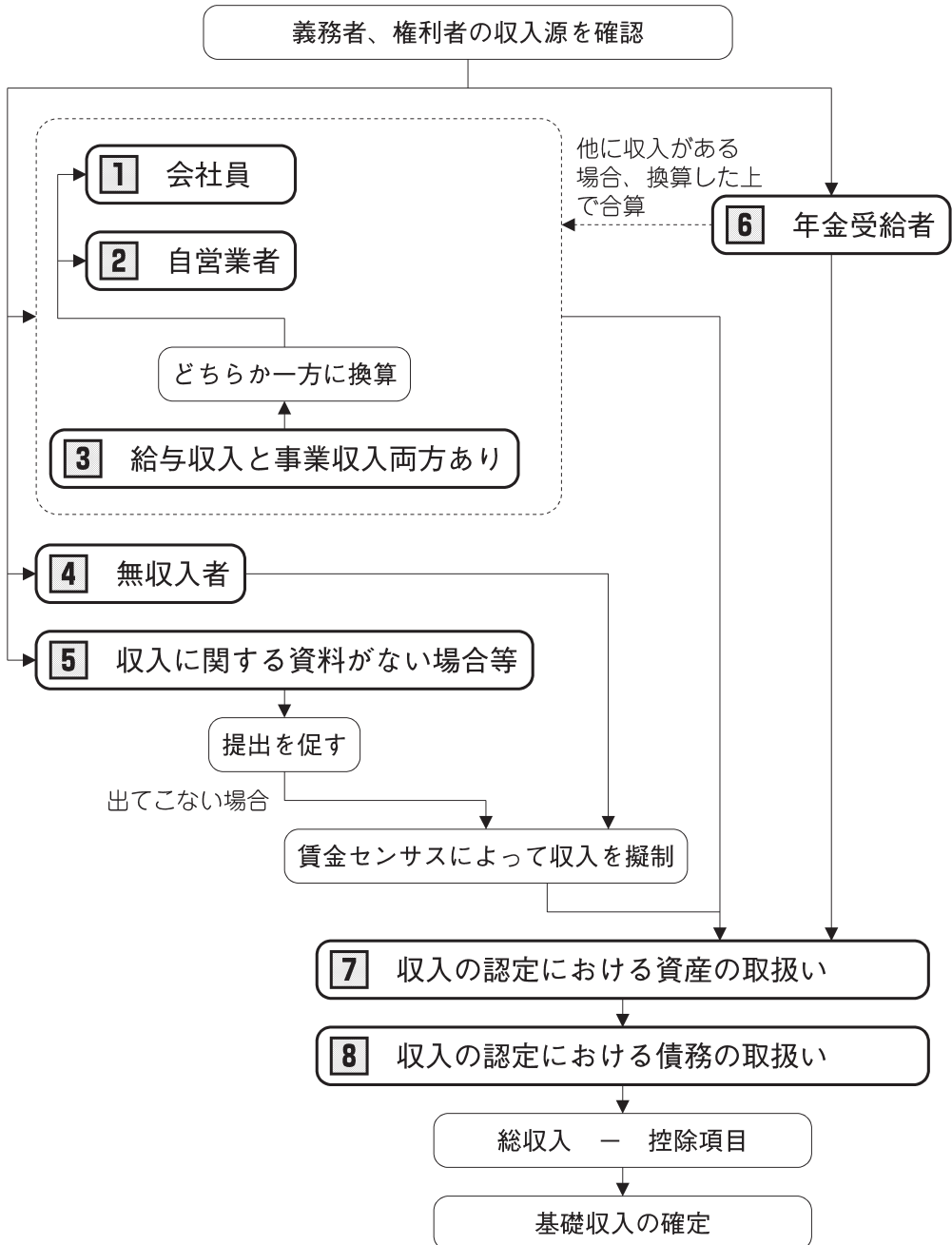


第1 総収入・基礎収入の算定

<フローチャート～総収入・基礎収入の算定>



を粘り強く働きかけます。

(2) 収入に関する資料がない場合等における収入の認定

権利者の主張・立証を基礎として賃金センサスによって収入を擬制します。

(1) 収入に関する資料の調査 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

源泉徴収票や確定申告書等の収入に関する資料は、当事者が自主的に提出することが基本です。

しかし、実務では、義務者がこうした資料の提出に応じないケースや、調停や審判への出頭すら拒否するケースもあります。

また、自営業者で、収入があること自体は明らかであるにもかかわらず、確定申告を怠っているケースや、確定申告書の記載内容が信用できないケースもあります。それらの場合でも、取引銀行口座の取引履歴を検証すれば、収入の概算を把握することは可能ですが、現金で決済していれば、それもできません。

このような事案では、現実には権利者側が資料収集の努力をせざるを得ませんが、裁判所としても、義務者を粘り強く説得し、また、家庭裁判所調査官による出頭勧告を行うなどして、収入に関する資料を自主的に提出するよう義務者に働きかけます。

(2) 収入に関する資料がない場合等における収入の認定 ■■■■■■■■■■

義務者の協力が得られないために収入に関する資料が調わない場合には、賃金センサスによって収入を擬制します。

義務者に最も適した統計資料を適用するに当たっては、義務者の収入に関する権利者の主張・立証が基礎となります。

6 年金受給者の収入の調査・算定

(1) 年金受給者の収入の調査

公的年金等の源泉徴収票等によって調べます。

て、基礎収入を算定する方法があります。

年金収入を給与収入に換算するに当たっては、年金収入には職業費が必要でなく、職業費は給与収入では約20%とされていることから、年金収入を0.8(1-20%)で除した上で給与収入と合算した裁判例があります(大阪高決平22・1・25(平22(ラ)5))。

7 収入の認定における資産の取扱い

養育費等を算定するに当たっては、実務では、通常、収入だけを考慮します。特に、特有財産(婚姻前からの資産や親族からの相続等により取得した財産(民762①))は、夫婦別産制の原則からしても、養育費等の算定に当たって考慮すべきではないとも考えられます。

しかし、婚姻費用の分担においては、夫婦の「資産、収入その他一切の事情」を考慮するものとされていますので(民760)、民法は「資産」を考慮することを容認しています。養育費についても、これと異に解する必要はありません。

では、どのような場合に資産を考慮すべきでしょうか。この点については、夫婦の収入の合計が生活費に足りない場合に、初めて資産が考慮の対象になるとの考え方があります(青山道夫・有地亨編『新版注釈民法(21)』435頁(有斐閣、1989))。夫の収入が十分であれば、高額な相続取得不動産とその賃料収入を考慮せず、夫の給与所得のみで婚姻費用の分担額を算定しても相当であるとした裁判例があります(東京高決昭57・7・26家月35・11・80)。

8 収入の認定における債務の取扱い

義務者が債務を負っている場合、これを考慮せずに養育費等を算定すると、義務者に酷な結果になり、時には義務者の生活が成り立たなくなる場合があります。したがって、負債を特別経費と扱って考慮することも考えられます。

しかし、算定表においては、総収入から標準的に控除すべきものとして負債を考慮することは、負債の返済が、その性質にかかわらず、子の扶養義務に優先することに

1 婚姻費用分担の請求方法の検討

(1) 婚姻費用分担の協議

当事者間で婚姻費用の金額や支払方法について協議します。

(2) 婚姻費用分担の調停・審判の申立て

当事者間の協議が調わない場合には、調停・審判を申し立てます。

(3) 審判前の保全処分の検討

調停・審判の結果を待ってられない場合や、待っていると支払を受けられなくなるおそれがある場合には、仮の措置や保全処分も検討する必要があります。

(1) 婚姻費用分担の協議

婚姻費用分担を求めるに当たっては、まずは当事者間の協議を行う必要があります。この協議の中で、月々の婚姻費用の分担額や支払方法等について決めていくことになります。

既に第3章第3で触れたように、婚姻費用の算定に当たっては、簡易算定表による算定方式が実務上定着しており、調停や審判になった場合、これに準じた婚姻費用の分担額を算出することが一般的です。したがって、協議においても、算定表を基にすると婚姻費用の分担額はいくらくらいになるのかということを把握し、これを一つの目安として協議に臨むとよいでしょう。

婚姻費用の分担について当事者間で協議が調った場合には、協議書を作成しましょう。将来支払が滞ってしまう場合に備え、協議書の作成に当たっては、公証役場で、執行認諾文言付の公正証書を作成するべきでしょう。

(2) 婚姻費用分担の調停・審判の申立て

婚姻費用の分担についての協議が調わない場合には、家庭裁判所が審判でこれを定めるのが原則です（民760、家事39・別表二②）。しかし、まずは当事者間の自主的な話し合いでの解決が望まれることから、審判を申し立てても、裁判所の判断で調停に移行す

ることもあります。

また、このような理由から、まずは調停を申し立てることも可能です(家事244)。そして、一般的には、まずは調停を申し立てて、これがまとまらない場合に審判に移行することが多いでしょう(家事272④)。

◆婚姻費用分担の調停

① 調停の申立手続

申立権者：夫・妻(民760)

管轄：相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所(家事245①)

提出書類：婚姻費用分担請求調停申立書

添付書類：戸籍謄本(全部事項証明書)、収入に関する資料

申立てに必要な費用：収入印紙1,200円と郵券(家庭裁判所ごとに異なるので、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。)

② 調停の概要

当事者双方が、収入、支出、資産等の状況を、必要に応じて提出した資料に基づいてよく把握し、合意を目指して、調停委員会の関与の下で話し合いが行われます。

【参考書式5】 婚姻費用分担請求調停申立書

◆婚姻費用分担の審判

① 審判の申立手続

申立権者：夫・妻(民760)

管轄：夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所(家事245①)

提出書類：婚姻費用分担請求審判申立書

添付書類：戸籍謄本(全部事項証明書)、収入に関する資料

申立てに必要な費用：収入印紙1,200円と郵券(家庭裁判所ごとに異なるので、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。)

② 審判の概要

審判では、裁判官が必要な審理を行い、一切の事情を考慮して審判を行います。なお、調停が不成立の場合は自動的に審判に移行するので、別途申立てをする必要はありません。

ケーススタディ

Q 婚姻費用分担の調停が長期にわたる場合に、申立人の生活費を確保する方法はないか。

A 調停が長期にわたる場合、申立人の生活が困窮することもあり得ます。このような場合、中間合意の調停がなされる場合があります。この場合、相手方が中間合意に従い支払った金額は、最終的に調停が成立ないし審判が確定したときに、申立人に支払うべき金員から差し引いて支払われることになります。

アドバイス

○調停前の仮の処分

調停委員会は、職権で調停のために必要であると認める処分をすることができ（家事266①）、この処分を調停前の仮の処分といいます。例えば、調停が長引き、申立人が調停成立や審判確定まで、生活費の支払を待つことができないような事態が生じた場合、婚姻費用の支払を命じることができます。したがって、必要に応じて調停委員会に処分を上申することを検討してもよいでしょう。

ただし、この処分は調停の進行を妨げない限度で認められます。例えば、仮の処分をすることで相手方が感情的になり調停に出席しなくなることが想定されるような場合、処分をすることはかえって不適切です。また、処分に従わない場合、10万円以下の過料の制裁はありますが、処分には執行力がない点も注意が必要です。

(3) 審判前の保全処分の検討

詳しくは、第6章に譲りますが、保全処分も認められています。家庭裁判所は、婚姻費用の分担に関する審判又は調停の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するために必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、当該事項についての審判を本案とする仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができます（家事157①二）。

【参考書式8】 扶養契約公正証書

平成〇〇年 第〇〇〇〇号

扶養契約公正証書

父〇〇（以下「甲」という。）と長男〇〇（以下「乙」という。）は、乙の扶養に関し、次のとおり合意した。

第1条（扶養の内容）

1 甲は、乙に対し、乙の扶養料として、平成〇年〇月から乙が22歳に達した後に最初に到来する3月（平成〇年3月）まで（ただし、同月末時点で乙が大学又はこれに準じる高等教育機関に在学中の場合は、これを卒業する月まで）、1か月金10万円ずつを、毎月末日限り、乙の指定する金融機関の預金口座（〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義 乙）へ振り込んで支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

2 甲は、乙に対し、乙の扶養料として、前項のほか、乙の大学等への入学金相当額を、その入学金支払期日までに支払う。

ただし、乙は、甲に対し、入学金額及び支払期日が確定し次第、客観的資料を添えて、その金額等を事前に通知するものとする。

第2条（特別の出費）

乙に長期入院等による特別の出費を要する事由が生じたときは、甲は、乙と別途協議の上、相当額を乙に支払うものとする。

第3条（強制執行認諾）

甲は、第1条第1項の金銭債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

〔以下 略〕

また、離婚時に、子が成人に達するまでの養育費を一括で受領していた場合で、その後の事情の変化により、追加で養育費が増額された場合には、その増額原因によっては、課税問題が発生するケースが出てくる可能性もあります。

(2) 養育費の減額があった場合の対応 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

一度決められた養育費が、下記のような事情の変更があった場合には、減額が認められることがあります。

- ① 扶養義務者の失業などによる減収
- ② 扶養義務者が再婚し、新たに子が生まれた場合
- ③ 養育している親の収入増加により経済的に安定した場合

上記の①～③の事由により、養育費が減額された場合には特に課税関係は生じません。

ただし、扶養義務者が養育費を負担し、その子を扶養親族に含めていた場合には、養育費の減額により、その子が扶養親族から除かれることも考えられますので注意が必要です。

4 扶養料と税金の確認

(1) 扶養料の意義について確認

扶養料とは、扶養義務者が扶養権利者に対し支払う義務があるとされる生活費等をいい、未成熟子自身が扶養義務者に請求するものである点が、養育費（未成熟子の監護親から請求）と異なる点です。

(2) 扶養料の税務上の取扱いについて確認

扶養料は原則非課税となります。

(1) 扶養料の意義について確認 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

扶養料とは、扶養義務者(※1)が扶養権利者(※2)に対し支払う義務があるとされる生活費等をいいます。

※1 扶養義務者

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があります（民877①）。

※2 扶養権利者

子である場合は、未成熟子でなければ扶養状態にあるとはいえません。

扶養料は、未成熟子自身が自己の扶養料を扶養義務者に対して、請求するものであり、請求主体は未成熟子自身ですが、養育費については、未成熟子の監護を行っている親がその求償権を持っています。

(2) 扶養料の税務上の取扱いについて確認 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■

扶養料の税務上の取扱いについては、養育費と同じように下記の取扱いが定められています。

(ア) 贈与税が非課税の場合

扶養義務者相互間において、扶養義務の履行としての生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められる財産の価額は、贈与税の課税価格には算入されず非課税とされています（相税21の3①二）（[1](#) [2](#)参照）。

＜2以上の納税者が同一人を扶養親族とした場合＞

父親又は母親が同時に子を扶養親族として申告した場合には、所得税法上次のように取り扱われます。

- ① その年において既に1人の納税者が確定申告書等の記載により、その扶養親族としている場合
 - その納税者の扶養親族とする。
- ② 上記①の規定によっても、いずれの納税者の扶養親族とするかが定められていない扶養親族の場合
 - 納税者のうち総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額が大きい納税者の扶養親族とする（所令219②）。

(イ) 贈与税が課税される場合

扶養義務の履行としての生活費等が、通常必要と認められる財産の価額を上回り過大である場合や、扶養料の名目で財産の移転を行い、贈与税、相続税のは脱を図ると認められる場合には、贈与税が課されることになります。

(ウ) 増減があった場合

扶養料に増減があった場合の対応は、養育費の場合と同様（[3](#)参照）となります。